

福島医発第 998 号 (地)  
令和 7 年 7 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

### SDS 電子化補助金事業の案内について

令和 7 年 4 月 18 日 付 け 福 島 医 発 第 269 号 (地) 文 書 に お い て、SDS (安 全 デー タ シー ト) 情 報 交 換 の た め の 標 準 的 フォー マ ッ ト 等 の 公 開 に つ い て お 知 ら せ し た と こ ろ で す。

今 般、厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 安 全 衛 生 部 化 学 物 質 対 策 課 よ り、標 準 的 フォー マ ッ ト に 対 応 す る た め 自 社 シ ス テ ム の 改 修 を 行 う 場 合 や、新 た に シ ス テ ム を 導 入 す る 場 合 等 に お い て、必 要 な 費 用 の 一 部 を 補 助 す る 事 業 に つ い て、以 下 の と お り 令 和 7 年 8 月 1 日 よ り 開 始 す る 旨、日 本 医 師 会 を 通 じ て 通 知 が あ り ま し た の で ご 連 絡 申 し 上 げ ま す。

つ き ま し て は、貴 会 に お か れ ま し て も 本 件 に つ い て ご 了 知 い た だ き ま す と と も に、貴 会 会 員 へ の 周 知 方 よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

### 記

#### ○SDS 電子化補助金

対 象：中 小 企 業

補 助 額：経 費 に 要 す る 費 用 の 1/2 を 補 助。上 限 は 100 万 円。

補 助 対 象：標 準 フォー マ ッ ト 形 式 に よ る SDS の 出 力 ・ 入 力 機 能 を 有 す る シ ス テ ム の 導 入 (買 替、改 修 等)

※ 補 助 金 の 詳 細 は 別 添 リー フ レ ッ ト ま た は 以 下 ホー ム ペー ジ を ご 参 照 く だ さ い。

※ 厚 生 労 働 省 H P：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56484.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56484.html)

※ 別 添 の 説 明 会 開 催 の ご 案 内 も ご 確 認 く だ さ い。

以上

日医発第 567 号（健 I）

令和 7 年 7 月 2 日

都道府県医師会  
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松岡 かおり  
(公印省略)

### SDS 電子化補助金事業の案内について

令和 7 年 4 月 14 日付け日医発第 91 号（健 I）において、SDS（安全データシート）情報交換のための標準的フォーマット等の公開についてお知らせしたところです。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より、標準的フォーマットに対応するため自社システムの改修を行う場合や、新たにシステムを導入する場合等において、必要な費用の一部を補助する事業について、以下のとおり令和 7 年 8 月 1 日より開始することとなった旨、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。産業医におかれましては、必要に応じて中小企業に対し情報提供していただければ幸甚です。

つきましては、本件につき貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等にご周知方ご高配を賜われますようお願い申し上げます。

#### 記

##### ○SDS 電子化補助金

対象 : 中小企業

補助額 : 経費に要する費用の 1/2 を補助。上限は 100 万円。

補助対象 : 標準フォーマット形式による SDS の出力・入力機能を有するシステムの導入（買替、改修等）

※補助金の詳細は別添リーフレットまたは以下ホームページを参照のこと。

厚生労働省 HP : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56484.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56484.html)

※別添の説明会開催のご案内もご確認ください。

以上

令和7年度

# SDS電子化 補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による**危険性・有害性情報等(SDS)**の入出力機能を有するシステムを導入するための経費について、**補助金が交付されます!**

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

※補助金の執行状況等を踏まえ早期に終了又は延長することがあります。  
その場合はホームページでお知らせします。

対象者

中小企業基本法における中小企業者

※補助金の詳細は、中災防ホームページをご参照ください。  
<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>



## 補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、  
①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。

- ・電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)を読み込む機能
- ・紙又はPDFのSDSを読み込む機能

②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)

また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限：**補助対象経費の1/2、ただし上限100万円** (千円未満切捨て)

また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとします。  
この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。



# 交付申請から補助金交付までの流れ

## 交付申請手続編（導入前に申請が必要）

### 1. 申請可能なシステムの基準の確認

### 2. 見積書の取得（+割賦計画書）

### 3. 交付申請（書類の提出）

国の補助金の電子申請システムである  
jGrants を使用して申請ください。

jGrants の利用には G ビズ ID（「G ビズ ID プライム」又は  
「G ビズ ID メンバー」）が必要になりますので事前に取得してください。

期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

書類審査（約1か月）

交付決定（原則、申請の翌月末まで）

### 4. 交付決定通知の受け取り

交付決定後、速やかに通知いたします。

### 申請書類について（提出書類）

- ① 令和7年度 SDS 電子化補助金交付申請書  
（実施要領様式1）
- ② 補助対象に係る経費が明記されている見積書の写し  
※見積書の有効期限等が申請年度のものに限る
- ③ 誓約書（役員名簿を含む）（実施要領様式2）
- ④ 令和6年度の労働保険料納付証明書  
※令和6年度労働保険概算・増加概算・確定保険料申  
告書の写し及び口座振替事実を現す書面（通帳の写  
し等）でも可
- ⑤ 申請対象システムの概要を記載した書面  
※交付要領別表第1欄に掲げるシステムの基準に全  
て適合していることを含む。
- ⑥ 割賦計画書  
※割賦契約者のみ。  
様式は任意で可

## 事業実施期間

### 5. システム導入・補助対象経費の支払い（交付決定通知日以後に導入したシステムのみが対象です。）

## 補助金請求手続編（導入後に請求が必要）

### 6. 補助金請求書類の提出

令和8年2月20日（金）当日到着分まで

交付申請時と同様に  
国の補助金の電子申請システムである  
jGrants を使用して提出ください。

書類審査（約1か月）

支給決定（原則、請求の翌月末まで）

### 7. 補助金の受け取り

支給決定後、速やかに通知を行い、  
請求の翌月末までをめぐりに指定の口座に振り込みます。

### 申請書類について（提出書類）

- ① 令和7年度 SDS 電子化補助金請求書  
（実施要領様式5）
- ② 補助対象に係る経費が明記されている納品書・  
請求書・領収書（又は銀行振込明細書の写し）
- ③ 割賦契約書等及び割賦支払実績が証明できる領収  
証書等の写し ※割賦契約者のみ
- ④ 売買契約書（写）等
- ⑤ 別途中災防より提供する電子情報を補助対象シス  
テムで読み込みを行い、判読可能な SDS として印字し  
たもの
- ⑥ 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
が示すシステム導入に係るチェックシート



### お問い合わせ先

中央労働災害防止協会 SDS電子化補助金事務センター  
住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

問い合わせ専用ダイヤル：03-6809-4774  
【令和7年7月1日～】平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

随時情報を更新していますので、  
詳しくは、中災防のホームページをご覧ください。  
<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>



参加費  
無料

# 令和7年度 SDS 電子化補助金事業説明会開催のご案内

## 【SDS 電子化補助金とは……】

令和7年3月に SDS 情報を電子的に交換するための標準的なフォーマットを厚生労働省が公開しました。中小企業がそのフォーマットを活用した SDS データの作成等を行う自社システムの改修やシステムの新規導入をする場合等に、必要な費用の一部を補助するものです。

**日時** 令和7年7月17日（木）14:30~16:00（参加費無料）

**対象者** SDS 情報の電子化に興味のある中小企業事業者等

～講演者紹介～ 城内 博先生

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター長  
国際連合 GHS 専門家委員会 元日本代表  
厚生労働省「化学物質管理に係る専門家検討会」座長



～内容（予定）～

### ◎法改正、SDS 情報交換のための標準的フォーマット等の公開について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 担当官

### ◎新しい化学物質管理における情報伝達

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 城内博先生

### ◎SDS 電子化補助金について（制度、手続きなど）

※質疑応答はありません。 中央労働災害防止協会 総務部 SDS 電子化補助金事務センター

対面でご参加の場合は、お申込みが必要です！ ※対面と配信で内容は同一です。

**対面 定員：50名**

会場：TKP 田町カンファレンスセンター ホール2B  
東京都港区芝5-29-14 田町日工ビル2階

申込方法：下記 URL よりお申込みください。

[https://kenshu.jisha.or.jp/kenshu/kenshu\\_form.aspx?kcd=2599001&KAISU=0001](https://kenshu.jisha.or.jp/kenshu/kenshu_form.aspx?kcd=2599001&KAISU=0001)

申込〆切：令和7年7月13日（日）

※開始10分前にお越しください。

※できるだけ多くの事業場に参加いただけるよう、1社からの参加を2人までとさせていただきます。



**配信 定員：500名**

配信方法：Zoom Webinars

参加方法：事前申込不要・入退室自由

接続方法は別途、7月上旬、中災防 HP でご案内します。

※当日は10分前より入室可能とする予定です。

※参加者が上限を超えた場合は入室できません。

本説明会の録画・録音・画面キャプチャーなどの複製及びその転載・引用などのあらゆる二次利用を禁止します。

### ▶お問合せ先

中央労働災害防止協会（中災防）総務部 SDS 電子化補助金事務センター

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL：03-6809-6400

補助金情報はこちら



主催／中央労働災害防止協会